

令和7年度 呉市食品衛生監視指導計画の概要

基本方針

この監視指導計画に従って食品衛生関係施設の監視指導、市民等への啓発活動などの食品衛生に係る施策を実施して、食品の安全性確保と飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。

違反等を発見した場合の対応

違反内容に応じて関係施設に対する営業禁止や回収命令等の行政処分により、速やかに違反食品を排除するとともに、違反原因の究明と再発防止対策を指導する。なお、違反が管外の食品等事業者である場合は、直ちに関係行政機関へ通報し、対応を依頼する。

監視指導計画の範囲及び期間

- 範囲…呉市内
- 期間…令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

広域的な食中毒事案への対策強化

食品衛生法の一部改正により、平成31年4月に中国四国広域連携協議会が設置されたことを受け、相互に連携や協力を行いながら、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等に努める。食中毒発生時には、「呉市食中毒対策要綱」に基づき、迅速かつ的確な調査を行う。

主要な監視指導内容

1 食中毒予防対策

アニサキス・カンピロバクター・ノロウイルスを重点においた対策

2 食品別重点監視指導

広域かつ大量に流通する食品を重点においた対策

3 重点監視指導

食品供給工程（フードチェーン）の各段階における監視指導の実施

食品等事業者の自主的衛生管理の推進

食品衛生法に食品等事業者の責務が明記されたことを踏まえ、食品等事業者が自主的に衛生管理を行うことにより、消費者に安全で安心な食品を提供できる体制づくりを推進するための支援を行う。

- 1 HACCP制度化（義務化）に対応した自主衛生管理体制の整備支援
- 2 危機管理体制（食中毒等の健康被害への対応）の整備支援
- 3 食品表示法、その他関係法令等に基づく食品の適正表示の周知と作成支援

関係者相互の情報及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施

消費者、食品等事業者、行政担当者などの食に関わる者の相互理解や信頼を構築するために、食の安全と安心に関する情報と意見を交換する場を設ける。

監視指導目標

- 年間立入目標件数…2,800施設
- 年間検査目標件数…400件（うち輸入食品を20件とする）

食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上

食品衛生法第2条第1項の規定に基づき、食品衛生の向上に関わる人材の養成及び資質の向上を図るための取り組みを実施する。